

消 防 特 第 3 2 号
平成 30 年 3 月 12 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

自衛防災組織等の防災要員の教育・研修について（通知）

石油コンビナートの防災体制を担う防災要員には、コンビナート災害に対する基本的な知識と対応能力が求められます。当該防災要員の教育・研修については、特定事業者において定められる防災規程に基づき実施されるものですが、その重要性にかんがみ平成 28 年度から「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」を開催し、このたび報告書を取りまとめました。

貴職におかれましては、当該報告書の趣旨を踏まえ、特に下記事項に留意の上、特定事業者への指導に努められますようお願いするとともに、貴道府県内の関係市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 防災要員に対しては、報告書別冊「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」（以下「標準的な教育テキスト」という。）を活用した研修を年 1 回以上実施することが望ましいこと。
- 2 標準的な教育テキストを用いる際には、防災要員の習熟度や教育課程（カリキュラム）に応じ、必要な章を抜粋して活用することとし、特定事業所で取り扱われている物質などの特性に応じ、教材を追加することも検討すること。
- 3 防災要員の教育・研修については、専門性が求められることから、必要に応じ外部の研修機関の活用も検討すること。
- 4 自衛防災組織等の防災業務を受託している事業者は、標準的な教育テキストを活用した教育訓練を終了した防災要員をもって防災業務を受託することが望ましいこと。
- 5 特定事業者から石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）

第 20 条の 2 に基づき、防災要員に対する教育及び訓練等の実施の状況に関することが報告された際には、その内容を確認し、必要に応じ適切な指導を行うこと。

(参 考)

- ・「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会報告書（平成 30 年 3 月）」
- ・別冊：「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト 自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会（平成 30 年 3 月）」

消防庁ホームページ：

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/jieibousai_kyouiku/index.html

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室

菊地課長補佐、藤原係長、清水事務官

電話 03-5253-7528（直通）

Fax 03-5253-7538

E-mail tokusai@ml.soumu.go.jp